

平成29年度第1回(通算2回)我孫子市住居表示審議会会議録

【開催日時】平成29年5月18日(木)午後2時00分から午後4時05分まで

【開催場所】我孫子市役所 議会棟 第一委員会室

【出席者】

[委員]

生井澤幸子委員(会長)、鈴木良一委員(副会長)、荻野裕也委員、  
林健一委員、熱田修一委員、広瀬浩司委員、石橋直己委員、  
佐藤幹司委員、中野眞委員、村越孝一委員、山縣敏男委員

[事務局]

四家市民生活部長

市民課 磯岡課長、三宅課長補佐、中嶋主査長、鷺見、佐藤

市街地整備課 落合課長補佐

(株)丸菱行政地区 小笠原

(株)ヤチホ 布施

【傍聴人】 なし

【会議次第】

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 前回審議会での質問・意見の補足説明
    - ・住居表示再整備による住民票・戸籍の附票の履歴記載について
    - ・現在の住居表示の状況について
    - ・街区符号の並び順について
    - ・郵便物等の配達について
  - (2) 諮問事項
    - 1) 諮問第1号「町区域(町界)」の変更について
    - 2) 諮問第2号「街区割(街区符号)」の変更について
- 3 閉会
- 4 今後のスケジュールについて
- 5 挨拶(市民生活部長)
- 6 その他

【事前配付資料】・住居表示審議会委員名簿  
・会議次第  
・第1回会議録  
・(例)住民票(履歴付)(資料1-1)  
・(例)戸籍附票(資料1-2)  
・現在の街区割り図(資料2)  
・街区符号の設定方法(資料3)  
・今後の再住居表示実施までのスケジュール

【当日配付資料】・新住所図(案)※会議終了後回収  
・(参考資料)「あなたの住所のあらわしかたが変わります」

## 【議 事】

### ○次第1 開会

市民課長により開会宣言。続いて、人事異動等に伴う新委員等の紹介。  
事務局より永高委員欠席の連絡。

生井澤会長： 皆さん、改めましてこんにちは。  
ご多忙の中、会議に出席していただきましてありがとうございます。本日も会議を円滑かつ慎重に進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いいたします。  
まずは会議の定足数についてですが、12名の委員中11名の出席で定足数を満たしていますので、早速開会したいと思います。  
審議に入る前に、配付資料等の確認を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

三宅課長補佐： (配付資料の確認及びマイク使用方法の説明を行う)

生井澤会長： ありがとうございました。  
まず、傍聴の確認ですが、傍聴の方は本日いらっしゃいますでしょうか。

事務局(鷺見)： どなたも来ておりません。

生井澤会長： いらっしゃいませんね。

生井澤会長： それでは、早速審議に入りたいと思います。始めに、前回の会議での委員の皆さんからのご意見、質問について事務局の方から補足説明がござります。よろしくお願ひします。

### 次第2(1) 前回審議会での質問・意見の補足説明

磯岡課長： 市民課長の磯岡でございます。前回の審議会におきまして、みなさま方からたくさんのご質問をいただいた中で、ここで事務局からご説明させていただきます。次第に記載の4点について説明いたします。

一点目は、私、磯岡が説明させていただきます。「住居表示再整備による住民票・戸籍の附表の履歴記載について」これは実際に住民票が新しく変わった後の書類についての説明になります。それ以下のもの「現在の住居表示の状況について」「街区符号の並び順について」「郵便物等の配達について」については諮問2に関わってくるもので今回のメインテーマになると思います。こちらについては私の説明の後、中嶋が行いますのでよろしくお願ひいたします。

磯岡課長： 「住居表示再整備による住民票・戸籍の附表の履歴記載について」資料1-1、こちらは我孫子太郎さんの住民票になります。これは個人票(一人の分)です。ご家族の場合は連記式になりますが、内容は変わりません。

通常住民票を出しますと、住所は最新のものしか出ません。ただし、申請時に履歴付と備考欄にチェックしていただきますと以前の住所、新しい

住所、備考欄に変更事由が記載され証明されます。

今回の住居表示による住所変更の証明書は、みなさま方に1月に無料でお渡しいたしますが、提出先によっては住民票が必要で、しかも住所の前後がわかるものというような場合には、住民票は有料で300円になりますが、こういった形で証明ができるということでございます。

続きまして資料1-2、こちらは本籍が我孫子市にある場合のものです。他市にある場合でも同様です。本籍地で附票というものがございません。

戸籍証明ではありませんが、戸籍がある方の現住所の変遷が載っているものが附票という証明になります。こちらも連記式、個人票とありますが、附票を請求していただければこのような様式で記載の例となります。

我孫子市の場合はコンピュータ化されたのが平成20年1月20日ですので、最新には平成20年1月20日から現在に至るまでの住所の変遷が記載されます。後ほど申請のフォームをお渡ししますので必要でしたら申し出ください。ありがとうございました。

事務局(中嶋):

引き続きご説明申し上げます。

前回の審議会を行ったときの市長からの諮問事項についてご説明を申し上げてから、補足説明をしたいと思います。

・諮問1 町区域(町界)の変更について

本町1丁目～3丁目の現在の町の区域と変更後の町の区域案を図示し説明。

・諮問2 街区割(街区符号)の変更について

以前示した2案の説明。第1案は1丁目の実施区域内を1番～3番までとしたもの。第2案は1丁目の実施区域内を1番～4番までとしたもの。

・現在の住居表示の状況について

資料2により、現在の住所は昔の道路形状に基づいて設定されているため現況とかけ離れていることを説明。

・街区符号の並び順について

資料3により、街区符号は基準に基づいて設定されている旨説明。

・郵便物等の配達について

新住所図(案)により、重複番号等の検証、配達の影響について説明。

新住所図(案)は町界案に基づいて作成したものであり、街区符号は従前の流れに沿って付けたものであること、駅を中心部分となる商店街については大半が住所変更せずに実施できることが検証できたこと、新旧対照表を作成し検証した結果、実施区域内には約235の住所が存在し、うち49件が旧住所と新住所が重複することが判明したこと、更に、調整を行うことで11件程度重複を減らすことが可能と考えられることを説明。

重複件数については事前に郵便局へ報告し、配達の方法等についての検討とともに、再住居表示の事例を数件示し重複した場合の対応等、検証をお願いした。

生井澤会長:

4点について、お二人の方から大変詳しく説明していただきました。あり

がございました。

それでは、いくつかご意見をお伺いしたいと思います。まずは郵便物の配達の中で、広瀬委員からご意見等いただけますでしょうか。

広瀬委員：

我孫子郵便局の広瀬と申します。日頃より郵便事業にご理解ご協力賜りましてありがとうございます。

いま事務局様からご説明がありました通り、今回の住居表示の変更は郵便物と密接に係わっている部分で、過去にもあまり例のない新番から新番への変更ということで不安があり、前回の審議会でご質問させていただいた次第です。

先ほどご説明がありました通り新旧で重複する番地が50カ所弱であり、更に減らしていただくことが可能であるということで、当初の予想よりは大幅少ないということで一安心というところです。しかし先ほど申し上げた通り、新番から新番(何丁目何番という表示が新旧である)ということなので一目でパッと見てわかるものではありません。

現在の配達順路が変わるものではないのですが、新しい住所への変更を確認して更にもう一度確認するという作業がどうしても必要となってしまう。当面の間というところでしか今は期間を申し上げられないのですが、この本町地域に関しては配達が1日程度遅れることはご容赦いただきたいということがございます。

いま郵便物の全体の8割から9割は機械処理になっております。私どもの方で確認をした限りでは新旧両方に同じ番地が存在しても、お名前まで機械が読み取ることが可能ですので、新旧両方に同じ番地が存在してもお名前を判断して順番に並べることが可能だと確認を取っております。

ただし、住居表示の変更がありますと開始当初はすぐに切り替わることはありませんから、当初はほぼ旧の住所で到着するものと思います。その比率がだんだん新しいものになって行って、8割9割が新しい住所に切り替わるには数年かかると考えています。その間に関しては、できる限り私どもで手を尽くし、間違えのないようにやっていきたいと思っておりますが、当面の間の1日程度の確認作業のための時間をいただくことについてはご理解とご協力をいただきたいと思いますと思っております。

生井澤会長：

ありがとうございます。

事務局の説明で、これは大分良いように改善されるのではと思っておりましたが、現実的にはやはりそう簡単に行くわけではない。猶予期間が必要だという考え方でよろしいでしょうか。

広瀬委員：

そうですね。今現在でいつからどれくらいというのは、郵便物を出されるお客様のご都合もあるでしょうし、日々変わって行くものですから、どの程度ということをお願いすることができないのは大変申し訳ないのですが、極力ということでご理解いただければと思います。

ただ、この変更に伴っての郵便局のメリットとしては、今現在同番地がかなりありますので、これが解消されるというのは配達に関しては助かることだと思いますので、そういうところではかなり改善されると思っております。

生井澤会長： はい、どうもありがとうございます。  
それでは先ほどの事務局の説明に関しましてそれ以外の委員の方ご意見、ご質問ございませんでしょうか。前回の会議でのご質問されました荻野委員は如何でしょうか。

荻野委員： 事務局から示していただいた案というのはあくまで案ということでよろしいのですか。これで決定というわけではないのですね。

事務局(中嶋)： はい、みなさまからこれに代わった振り方ですとか設定方法等をお示しいただくことは全く問題のないことです。

荻野委員： 本町の1丁目と3丁目に関しては、もう決まった番号があるので自由度は落ちるということによろしいですか。逆に本町2丁目に関しては、ある程度自由に付けることができるという考え方でよろしいのでしょうか。

事務局(中嶋)： 付けることは、可能だと思います。ですが、街区符号の番号を変えることによって、駅通でメインの商店街の方々の住所が変わってくるということもございますので、今回検証した中で変わらない住所がどれくらいあるかということが確認できたと思いますので、そういうところもお考えいただければ非常にありがたいと思っています。

荻野委員： この案という中の、黄色いしるしをしてあるところが住居表示実施前後で住所が変わらないところであるという考え方でよろしいのでしょうか。

事務局(中嶋)： はい、その通りです。

荻野委員： ありがとうございます。

生井澤会長： 荻野委員は、本町2丁目に関して何か独自のお考え等、何かございませんでしょうか。

荻野委員： 1丁目と3丁目は自由度が低いという理解でよろしいかと思うのですが、2丁目に関してはある程度柔軟に対応できるのかなと思ひまして、今回質問させていただきました。

生井澤会長： それでは前回の会議での質問していただきました村越委員、ご意見いただきたいと思います。

村越委員： 前回の会議で、2丁目と3丁目の街区符号の振り方について、2丁目  
が右回りで3丁目左回りなので、規則性がないと商店が多いエリア  
ですので納得いかないのではないかと質問をさせていただきましたが、先ほどの事務局の説明を伺ひまして、回り方は逆ですけども従前の今の住居表示のやり方に倣っての街区符号の付け方なのだと理解できましたので、それは説明つくのではないかなと思います。

今回の諮問とは少し離れますが、最後の数字、何号の振り方は、道

路の両方に面している場合などについては、ある程度本人に選択権はあるのでしょうか。住まいはこちらの通りに面しているが、お店の側は反対に面しています。現在振っていただいている番号は住まいの方の番号だと思うのですが、最終的な選択をすることができるのでしょうか。

事務局(中嶋): 二通りの入り口がある場合は、実際みなさまに選択権があればよろしいのですが、ただ、あくまで基本は自宅からの入り口で押さえない。というところをお願いいたします。

生井澤会長: はい、それ以外にご質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。それでは佐藤委員よろしくお願ひします。

佐藤委員: 本町1丁目第二町内会の佐藤です。番号の振り方についてお尋ねします。

本町1丁目の3番は道路を挟んで2ブロックあります。この2ブロックが繋がって付いていますが、ブロックごとに付けた方がわかりやすいと思います。なぜ繋がって付けたものを案として考えられたのでしょうか。同じようなところが3丁目の4番にもあります。何か考えがあつてこのようにされたのでしょうか。

私の質問の内容は、この2ブロックの、それぞれ一つのブロックごとに番号を付けて行き、例えば片方が1～30までになりましたら、もう片方のブロックを31～というような付け方はできないのでしょうか。一つのブロックで番号を完結させたらいかがでしょうか。ということです。

四家部長: 前提として一つの街区として見ているので連続性になっている。これを街区が違っていれば佐藤さんが言われるようになるのですが、3はあくまでも一つの街区ですよということなので、連続性を生かすということなのです。

佐藤委員: わかりました。

生井澤会長: これほど大きな道路があつてもそういうことなのですね。普通は大きな道路があればそこで区切って、という判断だと思うのですが、これだけ大きな道路があつてもやっぱり対岸の方に意識をして、ということになるのですね。

四家部長: 地区外に4という番号がなければ当然4という番号になるのですが、今回はここに収めるしかないということで、苦肉の策の街区設定ということですね。

生井澤会長: 3は一緒だよ。ということをもつと言いたいわけですね。

四家部長: そうですね。それで本町3丁目の4も同じことになります。

生井澤会長: これに関して、他に何か明快な説明をしていただければというわけに

はいかないでしょうか。何となくまだ納得していない。私も佐藤委員も納得していないという点では同じではないかと思えます。

どなたでも結構です。できるだけ納得したいと思いますので、委員の方でもそれ以外の方でも。「こうなんだよ」という説明ができないでしょうか。

四家部長： 片方の街区を1～30まで振って、もう一つの街区を31から始めたとすると、知らない人が来た場合に30と31があまりにも離れてしまいますから、30と31の連続性が全く取れなくなってしまいます。二つが同じ街区であれば、なるべく連続性を持たせてあげたい。そういう形でご理解いただきたい。あくまでもご理解いただきたい。

生井澤会長： かなりわかってまいりました。はい、それ以外にご質問のある方、いらっしゃいませんか。まだご発言をいただいている委員の方いかがでしょうか。

生井澤会長： もしございませんようでしたら、前回審議会での質問、意見の補足説明に関するもの、それに対する再びの質問ということは終わらせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

生井澤会長： いらっしゃいませんので、先に進めさせていただきます。地域住民の委員の皆さんから、地元の自治会、あるいは近所の方々に意見をお聞きいただけたのではないかと思います。  
その点でさらにご意見をいただきたいとか周りの方のご意見を教えていただきたいと思いますが、もしあるようでしたら、お願いいたします。はい、山縣委員お願いします。

山縣委員： 4月に総会があったので、この件は話しましたが、意見はありませんでした。一つだけ出たのは、ニュース2号に載っていた、更地であったところに将来複数の家が建った場合、重複するんじゃないか。そういう意見は言っていました。今は何も無いけども将来何か起きるといふことを想定していろいろと考えていただきたいです。

生井澤会長： これに関して事務局ではいかがでしょうか。いろいろと想定されておやりになっていると思いますが。

事務局(中嶋)： 現在空き地という状況で、空いているところも多少あると思います。そういうところにもフロンテージとして10メートル間隔に振らせていただいているのですが、それはあくまで住所を設定するためのものですので、家の建て方によっては2件が同じ住所になってしまうということもあるかも知れません。

ただし、私どもの方では、番号に余裕がある場合については、前後を見て、空いている番号をうまく利用して、連続した番号に持っていくということで今実際に振らせていただいているところがございます。

そういうことも見越して番号を振らせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

生井澤会長： それ以外の地区ではいかがでしたでしょうか。  
はい、佐藤委員お願いします。

佐藤委員： 私も総会でこの話をしたのですが、質問者は誰もいませんでした。みなさんの番号は全部変わりますと説明しても、みなさん「ああ、そうですか」というイメージでした。特に質問はありませんでした。

生井澤会長： 中野委員はいかがでしたか。

中野委員： 私も話をしましたが、あまり関心ありませんでした。「まあ、大変だけどうしょうがないよね」という感じでした。  
私の住まいは該当地区ではありませんし、該当する方も半分くらいですから、そんなに皆さん深刻には考えていませんでした。

生井澤会長： ちょっと意外な感じがしておりますけども。  
村越委員はいかがでしたか。

村越委員： はい、みなさんも言うておりましたが、「もう既定路線だから仕方がないね」という感じ見受けられました。しかし、みなさん慣れ親しんできた住所が変わるということに抵抗があることは確かです。  
新しい住所が覚えられないと言っているお年寄りもいらっしゃいましたが、今のようにいろんな番号が混在しているよりは、はっきりしていいじゃないかという方もいらっしゃいました。最終的には仕方がないということで皆さん納得されているものと思います。

生井澤会長： ありがとうございます。はい、山縣委員お願いします。

山縣委員： 変更の時は受け入れてしまって、変わった後に文句を言う人がいるようです。説明会に出てない人のようです。ですから周知徹底した方がいいと思います。

生井澤会長： どうやって周知徹底すればよろしいのでしょうか。その対策はどのようにされるのでしょうか。事務局としての対応をお願いいたします。

事務局(中嶋)： はい、お答えいたします。声の出してない方への今後のあり方ですね。確かに住所が変わることによっての影響は非常にあると思います。私どもは、十分考えております。  
今やっていることは、住所が変わることでどんな手続きが発生するのかということ市内で文書を回して、まとめているところです。皆さんへの周知の方法ですが、ニュースレターという方法で各戸に個別にポスティングさせていただいております。その内容も含めてホームページにアップしております。更に今後は広報にて周知をさせていただきます。

皆さんにご理解をいただきながら進めさせていただくと共に、周知を図らせていただくことを考えております。

生井澤会長：

はい、大変ですけどよろしく願いいたします。  
これまでのところで、総合的に何かここで聞いておきたいことがございますか。内容は限定いたしませんので。

山縣委員：

広報は新聞に入ってきますが、新聞を取っていない一人暮らしのお年寄りなどには広報は届くのですか。

磯岡課長：

はい、広報については新聞を取っていない方にも直接お届けするという制度がございますので、そちらをご利用いただきたいと思います。また、みなさま方からもその辺のところを是非ご紹介いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

生井澤会長：

情報化に疎い人への対策が一番難しいですね。よく見てらっしゃる方は問題ないのですが、年齢的な問題、趣味の問題、生き方の問題などで何も見ないという人もいます。それを徹底させることは難しい問題だと思いますが、無視できない問題ですので、よろしく願いいたします。

それ以外にございませんか。

生井澤委員：

現在の住居表示の状況について、非常に詳細にご説明いただきましたし、それに対する質問もございました。  
ここで、まちづくりをご専門とされております中央学院大学の林先生に住居表示の再整備とまちづくりということに関して、ご意見を是非ともお伺いしたいと思います。お願いいたします。

林委員：

すでにいろいろと議論が煮詰まっている中ではございますけども、課題について少々発言させていただければと思います。  
今回の審議会の根拠は、住居表示に関する法律であると思います。住居表示に関する法律というのは昭和37年にできた法律で、すでに50年以上前にできたものです。

昭和37年という時代を振り返ってみますと、池田勇人内閣の所得倍増計画が華やかしきころでございまして、東京都も人口が1000万人を超えるという非常に人口集中の時期であったと聞いております。

このような中で、当該我孫子地区だけでなく、全国的に住所の地番の混乱が社会問題化しており、国会でこれが審議され、法律という形になったと聞いております。具体的に申しますと、住所を頼りに行き先がわからない、あるいは郵便物を配達することが難しい、ということが当時社会課題になっておりまして、国会で審議する中で、合理的な住居表示のあり方を考えようよということになり、こういった法制度ができたと聞いております。

合理的な住居表示というとなかなか難しいかもしれませんが、前回市長さんのごあいさつの中にもありました通り、誰にでもわかりやすい住居表示を社会全体として、していかなければいけないという問題意識

の中でこういった法律ができたと聞いております。

元々の問題の淵源がどこにあったかという、明治時代に土地に税金をかけるために番号を付け、それが社会とともに住所の番号になってしまったということが住居表示の混乱の問題の発生点があったなどと言われています。いずれにしても、現在、各地方自治体が永遠とこの静かな課題について、努力し、汗をかいて取り組んでいるというのが現状でございます。

難しい話はこれぐらいにしまして、今日の審議会の議題に挙がっている本町1丁目～3丁目までという地区について私なりに考えてみますと、我孫子の駅前に面しております手賀沼ですとか白樺派の史跡にも行く市の表玄関と言いますか、市の顔になる地区でございます。

すでに商業施設・住宅地等がかなり集積・蓄積している地区でございます。とはいえ完全に開発が終わっているかというところではなく、まだまだ空き地ですとか、開発の余地、町づくりの余地というのがある地区でないかと思わせていただいております。

今後も「開発のポテンシャルと申しますか、まちづくりの可能性があるということになりますと、今日の議題にも出ていました「住居の表示自体がある一定のルール化され制御されたものとなっていないと、今後まちづくりをしていく上での支障にならないか」というのが若干懸念されます。

法律ができた当初は高度経済成長期ということもあり、郵便の問題、あるいは電気(検針するのにどこへ行ったらいいのかわからない)の問題でしたが、今でもそういった問題があると思います。

この間、モーニングショーを見ていたら宅配便の話をしていました。再配達がいっぱいで大変なんだという話でした。なぜそれが起こったのかというと、流通業者自体の問題もあったのですが、一人の人が住居の表示が不正確であることが、配達員の仕事が大変になってしまう一つの要因なんだという話をされていました。

そういった課題というのは地区全体に大きな影響を与えますから、取り組んでいくこと自体がなかなか難しい課題ではあるのですが、やはりここは区画整理事業という新たなまちの基盤が整ったというタイミングですので、基礎となる地番というのは、きちんとある一定のルールに基づいて設定していく必要があるのではないかと私は考えております。

いずれにしても、地区的な性格ですとか法律の主旨目的を考えますと、やはりこういった課題にはみなさんで力を合わせて取り組んでいくしかないのではないかと考えております。とはいえ、さきほど地名に対する愛着という問題もありましたし、新しい地番が覚えられないなどその他諸々の地域的な問題というのが今後あるかと思っております。

外から来る人には便利になったけど、お住まいになっている人たちが不便を被るということは問題があります。お住まいのみなさんに影響があることなので、一方的に法律だからやろうよということではなく、すでにいろいろな対策ですとか支援等の説明がありましたけども、そういったあたりを手厚く、丁寧にかつ十分にやっていただき、まちづくりという大きな課題の中では、この課題に是非とも前向きに取り組んでいただきたいと考えております。

生井澤会長： ありがとうございます。ちょうどタイミングがいい時期に当たっていて、外からの人にとってはこの機会に頑張っやってしまった方がいい、いいことばかりが見えてくるのですけども、実際に中の人というのはそういうわけにはいきませんので、そこを十分にケアしつつ、この機会を生かしていくように支えていかなければならない。ということだと思います。

ここで事務局に相談したいのですが、開始後1時間35分を経過しています。今後どのように進めたらよろしいでしょうか。10分休憩をとって審議にもって行くか、それとも次回ということにした方がよろしいでしょうか。

事務局： 休憩でお願いいたします。

生井澤会長： それでは10分の休憩を取りたいと思います。では、3時45分まで休憩といたします。

〈 休 憩 〉

生井澤会長： それでは、会議を再開したいと思います。最後に石橋さんからご意見をお願いします。

石橋委員： 事務局さんのご説明で理解いたしましたので特に問題はありませんが、一点気になったことがあります。公園が2カ所ありますが、公園には何号とは振らないのですか。将来、市が何らかの施設を建設又は売却した場合、ここには連続性がなくなってしまうのではないかと思ったのですが。

事務局(落合課長補佐)： はい、お答えします。

私、市街地整備課で今年から我孫子駅前の区画整理を担当するものです。公園につきましては、都市計画決定というのを下しておりまして、都市の施設という位置づけにされていますので、基本的に都市計画決定された公園というのが、売却されることはないと考えていただいて結構だと思います。

四家部長： ここには建物が建ちませんので、住所として使うことは基本的にありません。将来的にも公園はずっと公園のままです。都市計画決定を下しております。その地域に一定の割合で公園を造りなさいというのが決まっております、それに基づいて割り振っておりますので、将来的にも住所が必要になることはありません。

ただし、底地の番号としては残りますけれども、その上に何かを建てて住所にして何かをするということはないと考えていただいて良いと思います。

生井澤会長： ありがとうございます。都市計画決定というものには有効期限はございますか。これは未来永劫にわたってということですか。

事務局(落合課長補佐)： はい、お答えします。

基本的に、まちづくりの中では道路と同様に「住環境を向上させるものとして公園は位置づけられておりますので、これが変更になることはまずありません。もしあるとすれば、ここが更に再整備されて新たに別の場所に公園を造らなければならないという話になった場合に限られるのですが、現実的に、この我孫子駅前地区で再度街区を整備して新たに別の場所に公園を造る、ということは基本的には考えられませんので、公園としてずっとこのままだと考えていただければ結構だと思います。

生井澤会長：

はい、ありがとうございます。

諮問事項が二つありますが、諮問第1号に関しましては、町(まち)区域変更案についての審議でございます。前回の会議では、原案の境界は妥当であろうという意見があったと思いますが、それに関してご意見、質問がありますでしょうか。

それから事務局に伺いますが、諮問第1号に関してご意見、質問をお聞きして、そして決を採る、という形にもって行っているのか、それとも質問を受けたうえで、さらに諮問第2号「街区割りの変更について」の質問を受ける。たぶんその途中で会議終了となることは間違いないと思いますが、どのように判断したら良いかご指示をお願いしたいと思います。

事務局(鷺見)：

まず、はじめに諮問の第1に関して異議があるかないかの確認だけを取っていただくようお願いします。諮問第2号については、1案、2案に対する各委員から意見、質問を伺ってしてください。最終的に諮問事項の決議を採っていただくようお願いします。

○次第2(2)諮問事項

生井澤会長：

はい、それでは確認をしたいと思います。

この諮問第1号、「町(まち)区域変更案」についてはいかがでしょうか。異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

生井澤会長：

それでは、採決を取ります。異議なしの方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

生井澤会長：

はい、これは全員異議なしということで進めさせていただきます。次に、諮問第2号の「街区割りの変更について」に移りたいと思います。審議については、街区符号の並び順という問題があります。それから、1案と2案がございました。

これらに分けて、ご意見と質問を受けたいと思います。事務局からは街区符号の並び順について、補足説明をしていただいたわけですけど、改めてご質問とご意見を伺いたいと思います。如何でし

ようか。

生井澤会長： それでは、司法書士というお立場から、荻野委員の街区の並びについてのご意見、ご質問はありますでしょうか。

荻野委員： 特にございません。

生井澤会長： はい、ということで、街区に関することに関して、これは別に分けて決を取りますか。街区符号の並び順について異議があるかないかを取りますか。そして、1案と2案をどうするかという形がよろしいですか。

事務局(鷺見)： まずは並び順についての異議の有無を聞いていただいて、最終的には1案か2案かにするかという諮問事項ですので、意見を伺った上で、決を採っていただければと思います。

生井澤会長： わかりました。それでは並び順に関して異議なしとされる方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

生井澤会長： これは全員の手が挙がっておりますね。

生井澤会長： では、先に進みたいと思います。  
あとは1案と2案ということですけど、1案では本町1丁目は1番～3番までの街区符号を付けています。2案では1番～4番まで付けて、4番に関しましては国道を挟みまして、地区外と一緒の番号になっております。前回、山縣委員の方から、国道をはさんで同じ番号でごみ収集日の違いといったものでトラブルを生じているという事例があるので、1案がいいのではないかというようなご意見を賜っております。  
それでは、広瀬委員、郵便物の配達的面では、如何なものでしょうか、1案と2案ご意見ございましたらいただきたいと思います。

広瀬委員： はい、こちらに関しましては、前回の審議会から持ち帰り、実際に配達員にも聞いて回りました。やはり、国道で区切った方がわかりやすいのではないかと、要は1案の方がいいのではないかという話がありまして、それを事務局さんにも郵便局ではこういう意見がありますとお話をさせていただきました。

生井澤会長： ありがとうございます。  
それでは、警察署の業務面から、熱田委員にも、ご意見を伺いたいと思います。

熱田委員： 私どもも郵便局さんと同じで、1案の方がわかりやすく良いと思っております。

生井澤会長： ありがとうございます。それ以外の方、何かご意見、ご質問はございますか。はい、山縣委員、お願いいたします。

山縣委員： 国道を挟んで同じ表示になると、ごみだけでなく、同じ班になる可能性があります。私の方は同じ班が国道を挟んで左右にあるのですが、回覧板を回す時に、信号が遠いので、目の前の国道を渡ってしまうことがあります。回覧は月3回ありますから往復6回は行き来します。そこで車の接触事故等が起こった場合、責任が市役所に及ばないようにしないと良くないのではと思います。

生井澤会長： その他、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

生井澤会長： ありがとうございます。ここで決を採ります。それでは1案と2案。1案の方が良いという人、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

生井澤会長： 全員でございます。諮問第2号は1案といたします。これから先のスケジュールといえますか進め方について、時間がもう4時になっておりますが、どのように持っていけばよろしいでしょうか。事務局の考えを示してください。

事務局(鷺見)： はい、委員の皆さまどうもありがとうございました。当初、私どもとしては、3回の会議の中で決議を採っていただければ思っておりましたが、会長の円滑かつ慎重な議論の中で、進行させていただいたと思っております。今後のことですが、この決議の結果を答申として、また、皆さんからいただいた意見を付帯意見として、まとめたいと思います。内容については会長と副会長の方に一任させていただければなと思います。それでよろしいかどうか委員の皆さんに確認を取ってください。

生井澤会長： いま事務局から説明がありましたけれども、これで一応決を採った。ということで、方向性は固まったわけですけど、残る作業を、会長と副会長この二人に任せていただいて良いかということで、良いという方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

生井澤会長： よろしいですね。ではそのように進めさせていただきたいと思ます。ありがとうございます。

事務局(鷺見)： 今後は会長、副会長、事務局で答申書を作成させていただきたいと思ます。その書類については各委員の方々へ答申前にお渡しさせ

ていただきますので、よろしくお願いいたします。

○次第3 閉会

生井澤会長： それではこれで閉会いたしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

磯岡課長： 生井澤会長ありがとうございました。委員のみなさまも長時間にわたりありがとうございました。審議会は3回予定していたところではあります。おかげさまで滞りなく諮問1と2の決議を採っていただき、今回を持ちまして審議会は終了ということになります。

来年2月の再住居表示の実施までのスケジュールについて、三宅補佐から説明させていただきます。

○次第4 今後のスケジュールについて

三宅課長補佐： 第3回審議会が開催されなくなったことを含め、スケジュール表に基づき説明

○次第5 挨拶(市民生活部長)

磯岡課長： 最後になりましたが、四家市民生活部長からご挨拶を申し上げます。

四家部長： みなさん長時間にわたりましてご審議本当にありがとうございました。先ほど林委員さんからもお話いただきましたが、住所の問題というのは今後のまちづくりにとって非常に重要なものと行政として考えております。

今回の件で、当事者の方におかれましてはご不便をおかけすることとなりますが、これは将来に向かって良いまちづくりをするために何とかご理解をいただきたいと思います。また、その点については丁寧な説明を市民のみなさまにして、混乱のないように、市としてできる支援については十分していきたいとも考えております。

今回のご審議については本当にありがとうございました。心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

磯岡課長： これを持ちまして会議を終了します。ありがとうございました。

○次第6 その他

...当日配布資料「新住所(案)」を回収した。

以上